# 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

法	人	名	アルファスタッフ株式会社
事	業	斤 名	カームハート桃の木
所	在	爿	1 群馬県伊勢崎市中央町 14 番地 1 の 2
介護	保険事業	所番号	1070404304
事	業所	加貨	见遇改善加算 I
サー	ービス提	供地域	(伊勢崎市・前橋市・太田市・高崎市・玉村町

## 2 事業所の職員体制等

職	種	業 務 内	容	人員			
管	理者	管理業務全般	ť	1名(サービス提供責任者と兼務)			
サー	ビス提供責任者	受付、記録		4名(内1名は管理者と兼務)			
従	介護福祉士	介護サービス	1	5名			
	ホームヘルハ゜ー 1級	II		0名			
事	ホームヘルハ゜ー2級	IJ		1名			
尹	介護職員実務者研修	IJ		2名			
	介護職員初任者研修	IJ		1名			
者	その他			0名			

# 3 サービス提供時間

営	業日		日	月曜日~日曜日 祝日
営	業	時	間	9:00~18:00(サービス提供時間:24 時間 365 日)
その	)他年	間の信	木日	1月1日

## 4 サービス内容

事業者は、次のサービスの中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供 します。

# 【サービス内容区分】

<身体介護>			<生活援助>
①起床介助	⑧食事介助		①調理
②就寝介助	⑨口腔ケア		②洗濯
③排泄介助	⑩体位交換		③住居の掃除・整理整頓
④衣服の脱着	⑪服薬管理		④買物
⑤整容介助	②散歩・買物付き添い	`	⑤薬の受取り
⑥身体の清拭・洗髪	③その他 (	)	⑥衣服の入れ替え等
⑦入浴介助			

#### 5 利用料金

- (1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用者のうち各利用者の負担 割合に応じた額です。但し介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額 自己負担となります。
- (2) 基本利用料に対して早朝(午前6時から8時)・夜間(午後6時から10時)帯は25%増し、深夜(午後10時から午前6時)帯は50%増しとなります。
- (3) 利用料は、当月のサービス利用の内訳、利用料等を記載した請求書を毎月翌月10日までに送付または持参いたしますので、20日までにお支払い下さい。お支払いいただくと、領収証を発行いたします。
- (4) 交通費は、通常の事業の実施地域については無料です。
- (5) その他
  - ア 利用料は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。
    - A 現金払い(サービス提供時に毎回又は月1回定められた日のお支払いとなります。)
    - B 銀行振込 (期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者 負担となります。)
  - イ 上記の利用料は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

#### 6 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
- (2) 利用者の都合でキャンセルする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承ください(ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。
- (3) キャンセル料は、利用料の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	1000 円

#### 7 当社のサービスの方針等

利用者及び利用者のご家族の思いや考えを十分に汲み取り、思いやりの心で質の高いサービスを提供いたします。また、サービス提供にあたって、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する関係機関との密接な連携に努めます。

#### 8 事故発生時の対応

サービス提供にあたり万一事故が発生した場合は、市町村の担当課、利用者のご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、速やかに損害を賠償します(不可抗力による場合を除きます)。

### 9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、利用者のご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

24 時間常時連絡が可能な体制にて、ご利用者様にご迷惑を掛けずスムーズな対応ができるようになっています。

#### 10 秘密保持

当事業所職員は、業務上知り得た利用者及び利用者のご家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後においても同様とします。

### 11 情報開示に関する事項

当事業所を利用するにあたり、利用者及び利用者のご家族の個人情報について、必要最低限の範囲において、市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者、医療機関に対して開示させていただきます。

### 12 その他

- (1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので前記のサービス提供責任者までご相談ください。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
  - ① ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはしかねますので、ご了承ください(生活援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です)。
  - ② ヘルパーは、介護保険制度上、利用者(要介護者)の介護や家事の準備等を行うこととされています。ご家族の食事の準備、洗濯など、それ以外の業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
  - ③ ヘルパーに対する暴力、暴言、嫌がらせ、性的嫌がらせ等、利用者またはその家族が背信行為を行うことで、サービス提供に著しく支障をきたす場合、サービスの提供を中止させていただくことがあります。
  - ④ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 3 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

	•	
	電話番号	0270-61-9816
ルカシを接担 <u></u> 変やロ	FAX番号	0270-40-7873
当社お客様相談窓口	管 理 者	松本 真弓
	対応時間	午前9時から午後6時(月曜日~日曜日)

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

	所在地	伊勢崎保険福祉部 介護保険課
市町村介護保険相談	電話番号	0270-24-5111
窓口	所在地	
	電話番号	
群馬県国民健康保険	所在地	前橋市元総社町 335-8
団体連合会(国保連)	電話番号	027-290-1323

上記の契約を証するため、契約書・重要事項説明書を2通作成し、事業者及び利用者が記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

以下の記名押印は、重要事項・情報開示に関する説明の承諾も兼ねることとします。

令和 年 月 日

(事業者) <u>P</u>	r在地 群馬	県伊勢	崎市中	央町	14 番‡	<u> 他1の2</u>	
<u>代</u>	表取締役	原	功和	•	長岡	洋介	印
説	明者	松	本 真	弓			印
(利用者)	<u>住 所</u>						
	氏 名						印
上記代理。	人(代理人を <u>住 所</u>	と選任し	た場合	<u>,</u> )			
	氏 名						印
(家族代表)	住 所						
	氏 名						印